

12) 税務について

1. 掛金

(1) 法人が負担する場合

法人が負担した掛金は、全額損金（福利厚生費）に算入でき、その掛金は被共済者の所得税の対象にもなりません。（法人税法施行令第135条）

(2) 個人事業主が負担する場合

個人事業主が負担した掛金は全額必要経費（福利厚生費）に算入でき、その掛金は被共済者の所得税の対象にもなりません。（所得税法施行令第64条）

2. 退職金（生存退職の場合）

被共済者が受け取る退職金は「退職手当等とみなす一時金」とされ、退職所得となります。

退職所得には退職所得控除があります。（所得税法第31条、所得税法施行令第76条、所得税法施行令第72条第2項1号）

課税退職所得額はつぎのとおりです。

$$(\text{退職金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

（1000円未満切捨て）

ただし、退職所得控除額はつぎのとおりです。

- ① 勤続2年以下の場合
80万円
- ② 勤続2年超～20年以下の場合
40万円×勤続年数
- ③ 勤続20年超の場合
800万円+70万円×(勤続年数-20年)
(勤続年数に1年未満の端数がある場合は、端数を切り上げて1年とします。)

<参考>退職所得控除額表

勤続年数	5年	10年	15年	20年
控除額	200万円	400万円	600万円	800万円

勤続年数	25年	30年	35年
控除額	1,150万円	1,500万円	1,850万円

●障害により退職した場合は上記に加えて100万円の控除が認められています。（所得税法第30条）

3. 退職年金

（退職金に代えてお支払いします）

被共済者が受け取る退職年金は、雑所得として支払時に一律の税率で課税（源泉徴収）されます。

源泉徴収される税額はつぎのとおりです。

$$\frac{\{\text{支給額} - (\text{支給額} \times 2.5\%)\}}{\text{控除額}} \times 10.21\% \text{ が}$$

所得税率
(復興特別所得税含む)

支払いの都度源泉徴収されますが、確定申告により、他の所得と合算したうえで、源泉徴収された税額の過不足を調整いただくことになります。その確定申告の際、公的年金等控除の適用があります。

4. 死亡退職金

被共済者が死亡された場合に遺族が受け取る死亡退職金は相続税の対象となります。従って所得税は課税されません。

（相続税法第3条・相続税法施行令第1条の2・所得税法第9条第1項16号）

死亡退職金の相続税については死亡退職金控除が適用されます。

相続税退職金控除額 = 500万円×法定相続人数
なお、死亡退職金から控除額を差引いた残額は他の相続財産に合算され相続税の対象となります。

5. 解約手当金

被共済者が受け取る解約手当金は一時所得となり、課税対象額はつぎのとおりです。

$$\{\text{解約手当金額} - \text{特別控除額 (50万円)}\} \times 1/2$$

（所得税法第34条）

6. 中小企業退職金共済制度に 既に参加している場合

●掛金の損金処理

中小企業退職金共済制度にすでに参加して
いてあらたにこの制度（特定退職金共済制
度）に参加する場合、損金算入は、二つの制
度それぞれに重複して認められます。

※記載の内容は令和元年7月現在の税制に基づ
いています。
今後税制の変更に伴い、記載の内容が変わること
があります。